

II

法人にかかる税制

改正のポイント

1 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

(措法42の4、10)

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、見直しが行われました。

◆ 研究開発税制の概要（改正前）

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度	「総額型」と呼ばれるもので、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その総額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるものです。
② 中小企業技術基盤強化税制	損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、試験研究費の総額に係る税額控除制度（上記①）との選択適用で、その試験研究費の額の総額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるものです。
③ 特別試験研究費に係る税額控除制度	「オープンイノベーション型」と呼ばれるもので損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合に、その総額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるものです。
④ 平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（時限措置）	上記①、②及び③の制度とは別枠で、一定の要件に該当する場合、損金の額に算入される試験研究費の額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるもので、高水準型といわれています。

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(19ページの①)の見直し

① 税額控除率の見直し

総額型は、平成29年度（2017年度）税制改正で、試験研究費の増加幅が税額控除率に反映する仕組みとなりましたが、その点につき次のとおり見直されました（所得税についても同様です。）。

◆ 税額控除率の見直し

増減割合	改正前		改正後	
	5%以下	5%超	8%以下	8%超
税額控除率 ^(注1)	$9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$ ^(注2)	$9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$ ^(注3)	$9.9\% - (8\% - \text{増減割合}) \times 0.175$ ^(注2)	$9.9\% + (\text{増減割合} - 8\%) \times 0.3$ ^(注3)

(注1) 試験研究費の額に乗ずる割合

(注2) 税額控除率の下限は6%（改正の影響なし）

(注3) 税額控除率の上限は原則10%とされますが、下記③の特例により14%が上限とされます（改正の影響なし）。

(注4)

$$\text{増減割合} = \frac{\text{試験研究費増減差額}}{\text{比較試験研究費}^{(*)}\text{の額}} \left(= \frac{\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費}^{(*)}\text{の額}} \right)$$

(※) 比較試験研究費…適用年度開始の前日3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額を平均した額

また、研究開発を行う一定のベンチャー企業^(注)の控除税額の上限は当期の法人税額の40%（改正前・原則：25%）に引き上げられました。

(注) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除きます。）をいいます。

② 試験研究費割合が10%を超える場合の措置の改組

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例が次のとおり改組された上、その適用期限が2年延長され、令和3年（2021年）3月31日までの間に開始する事業年度まで（所得税は令和3年分（2021年分）まで）とされました。

イ 控除税額の上限上乗せ（改正前と同じ。）

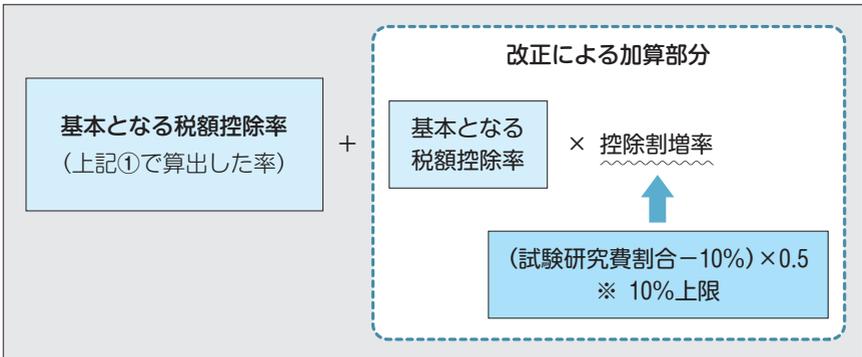
$$\text{法人税額の25\%} \quad (*) + \text{法人税額} \times \frac{\text{試験研究費割合} - 10\%}{10\% \text{上限}} \times 2$$

（上乗せ）

（※）一定のベンチャー企業は40%（参照：上記①改正後）

ロ 税額控除率に控除割増率を加算

税額控除率を加算する措置（加算後の上限は14%）が講じられました。



（注1）

$$\text{試験研究費割合} = \frac{\text{その事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

（注2）平均売上金額…当期を含む4年間の売上金額の年平均額

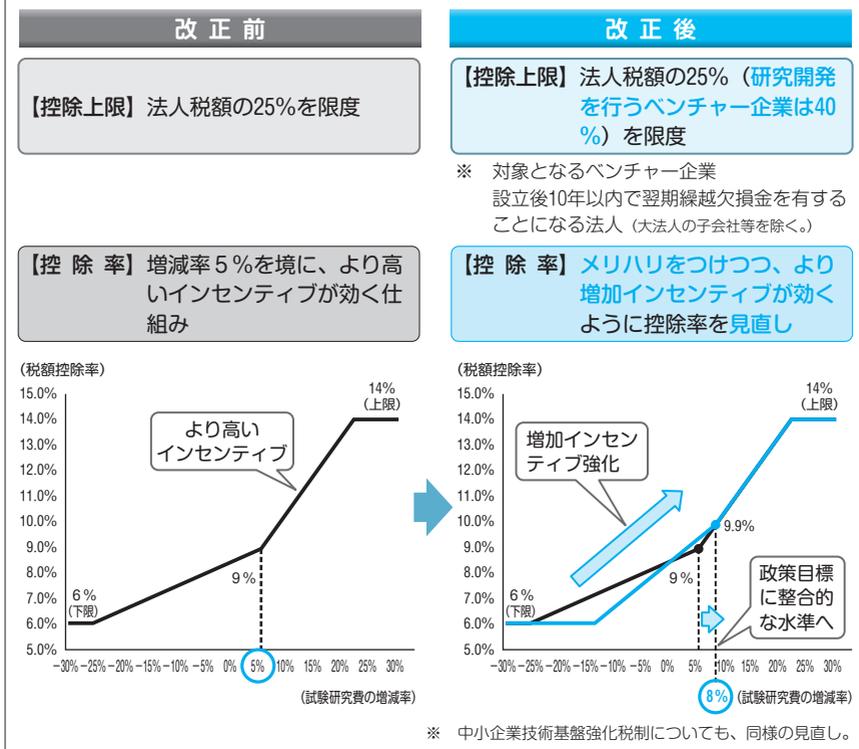
なお、この改組に伴い、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（高水準型（19ページの④））は平成31年（2019年）3月31日までに開始する事業年度まで（所得税は平成31年分（2019年分）まで）で廃止されました。

③ 税額控除率の上限を14%とする特例の延長

試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率（上記①及び②ロ）の上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限が2年延長され、令和3年（2021年）3月31日までの間に開始する事業年度まで（所得税は令和3年分（2021年分）まで）とされます。

◆ 総額型の見直し

- 十分な収益が発生していない中でも果敢な研究開発投資を行う一定のベンチャー企業について、税額控除のメリットを十分に享受できるように、控除上限を40%に引上げ。
- 研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブの見直し。



(財務省資料を基に作成)

(2) 中小企業技術基盤強化税制(19ページの②)の見直し

中小企業技術基盤強化税制について、「増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例」が「増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例」に見直された上、その適用期限が2年延長され、令和3年(2021年)3月31日までの間に開始する事業年度まで(所得税は令和3年分(2021年分)まで)とされました。

◆ 税額控除率の見直し

増減割合	改正前		改正後	
	5%以下	5%超	8%以下	8%超
税額控除率 (注1)	12%	$12\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$ (注2)	12%	$12\% + (\text{増減割合} - 8\%) \times 0.3$ (注2)
控除税額の上限(注3)	25%	35%	25%	35%

(注1) 試験研究費の額に乘する割合

(注2) 税額控除率の上限は17%(改正の影響なし)

(注3) 法人税相当額に対する割合

また、上記(1)②と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除率を割り増す措置(割増し後の上限は17%)が講じられました(所得税についても同様です)。

なお、中小企業者に該当する法人の判定における大規模法人に、大法人との間に完全支配関係がある法人等が加えられるとともに、その判定の対象となる法人の発行済株式等からその有する自己の株式等が除外されました。(32ページ②(4)②も参照)(措令27の4⑫)

(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(19ページの③)の見直し

①	対象となる特別試験研究費の額に、受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること等の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額が加えられ、その税額控除率が下記③を除き20%とされました。
②	特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究の範囲が見直されました。
③	研究開発型ベンチャー企業（産業競争力強化法の新事業開拓事業者で一定の要件を満たすもの）との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記①の委託研究に係る税額控除率が25%とされました。
④	控除税額の上限が当期の法人税額の10%（改正前：5%）に引き上げられました。
⑤	特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用が明確化されました。



上記(1)~(3)の改正は、平成31年（2019年）4月1日以後に開始する事業年度から（所得税は令和2年分（2020年分）から）適用されます。

（改所法等附1、29、48）

◆ 研究開発税制の見直し

改正前		改正後	
総額型 一般試験研究費に係る税額控除		総額型	
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)	税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) ※ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： $\text{上記割合} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ を加算※
控除上限	法人税額の25% ※ 中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合） ※ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ（高水準型との選択）	控除上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） ※ 中小法人：10%上乗せ（増加率8%超の場合）※ ※ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ※
高水準型 （2018年度末期限） 平均売上金額の10%超の試験研究費に係る税額控除		※ 令和2年度（2020年度）末までの時限措置 総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超 の部分	
税額控除率	$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 20\%$	オープンイノベーション型	
控除上限	法人税額の10%	税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 25% or 30%
オープンイノベーション型 特別試験研究費に係る税額控除		控除上限	法人税額の10% (一般試験研究費とは別枠)
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 30%	対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への委託研究のうち、一定のもの 一定の特定用途医薬品等に関する試験研究 など
控除上限	法人税額の5% (一般試験研究費とは別枠)		
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 国の試験研究機関等 大学との間の共同・委託研究 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料など 		

(財務省資料を基に作成)

2 中堅・中小・小規模事業者の支援

(1) 適用期限の延長等 (措法42の3の2、42の6、10の3、42の12の4、10の5の3)

① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長等

年800万円以下の部分にかかる法人税率（本則19%）が15%とされる中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、適用対象から普通法人のうち適用除外事業者に該当するものが除外された上、その適用期限が2年延長され、令和3年（2021年）3月31日までに開始する事業年度までとされました。

（注）適用除外事業者については、[34ページ](#)を参照。

対 象	本則税率		租特税率
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小企業者 ^(注) (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

（注）普通法人のうち適用除外事業者を除きます。

② 中小企業投資促進税制の適用期限延長等

中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）について、適用対象となる中小企業者を一定の中小企業者^(注1)（適用除外事業者に該当するものを除きます。）とした上、その適用期限が2年延長され、令和3年（2021年）3月31日までに対象設備を取得し事業の用に供した場合に適用することとされました（所得税についても同様です。）。

なお、本税制の適用対象である「中小企業者等」とは、上記の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）に一定の農業協同組合等を加えたものをいいます。

(注1) **中小企業者の範囲**

一定の中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。(措令27の6①)

イ	その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。□において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(注2)の所有に属している法人
□	イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(注2)の所有に属している法人

(注2) **大規模法人の範囲**についても見直されました (31ページ4参照)

③ **中小企業経営強化税制の適用期限延長等**

中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）について、適用対象となる中小企業者を上記②の制度の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）とし、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われた上、その適用期限が2年延長され令和3年（2021年）3月31日までに対象設備を取得し事業の用に供した場合に適用することとされました（所得税についても同様です。）。



上記②及び③の適用対象となる中小企業者の見直しは、平成31年（2019年）4月1日以後に終了する事業年度から適用され、同日前に終了した事業年度については、なお従前の例によります。(改所法等附1、49)

なお、①から③までの適用除外事業者に関する規定については、平成31年（2019年）4月1日以後開始する事業年度からの適用です。(平29改所法等附62①)

(2) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の見直し等

(措法42の12の3、10の5の2、措規20の8②、5の10②)

商業・サービス業・農林水産業活性化税制（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）について、適用要件が次のとおり見直された上、その適用期限が2年延長され、令和3年（2021年）3月31日までに対象設備を取得し事業の用に供した場合に適用されることとされました（所得税についても同様です。）。

◆ 制度の概要

対 象 法 人	<ul style="list-style-type: none"> ●認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けていること ●青色申告書を提出する一定の中小企業者^(注)等 										
指 定 期 間	平成25年（2013年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日までの間 改正 令和3年（2021年）3月31日まで2年延長										
要件・対象設備等	指定期間内に器具及び備品並びに建物附属設備（経営改善設備）を取得し、事業の用に供すること										
	器 具 備 品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの（新品のものに限る）									
	建物附属設備	1つの取得価額が60万円以上のもの（新品のものに限る）									
	追加・改正 ●経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けているものに限定										
特別償却限度額 ・ 税額控除限度額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">器 具 備 品</td> <td style="border: 1px solid black;">取得価額×30%</td> <td style="border: 1px solid black;">取得価額×7%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">建物附属設備</td> <td style="border: 1px solid black;">取得価額×30%</td> <td style="border: 1px solid black;">取得価額×7%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●特別償却と税額控除は選択適用 ●税額控除限度額は法人税額の20%を限度 			特別償却	税額控除	器 具 備 品	取得価額×30%	取得価額×7%	建物附属設備	取得価額×30%	取得価額×7%
	特別償却	税額控除									
器 具 備 品	取得価額×30%	取得価額×7%									
建物附属設備	取得価額×30%	取得価額×7%									

(注)【改正】上表内「対象法人」の中小企業者は、(1)②の制度の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）とされました。平成31年（2019年）4月1日以後終了事業年度から適用です。（改所法等附1、49）

適用除外事業者に関する規定については、平成31年（2019年）4月1日以後開始事業年度からの適用です。（平29改所法等附62①）

適用関係

(2)の対象設備の改正は、平成31年（2019年）4月1日以後に取得等をする経営改善設備について適用されます。なお、同日前に交付を受けた経営改善指導助言書類に係る経営改善設備のうち令和元年（2019年）9月30日までに取得等をしたものについては、上記の確認を受けることを不要とする経過措置が講じられました。（改所法等附1、51、31）

(3) 特定事業継続力強化設備等の取得等をした場合の特別償却制度の創設（措法44の2、11の4、措令28の5、6の2）

災害に対する事前対策投資促進の趣旨から、中小企業等経営強化法の改正を前提に、特定事業継続力強化設備等の取得等をした場合の特別償却制度が創設されました（所得税についても同様です）。

◆ 制度の概要（新設）

対象法人	青色申告書を提出する中小企業者 ^(注1) （適用除外事業者を除きます。）のうち、改正後の中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの
指定期間	中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和3年（2021年）3月31日までの間
要件・対象資産等	改正後の中小企業等経営強化法の認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等 ^(注2) の取得等をして、事業の用に供すること
特別償却限度額	特定事業継続力強化設備等の取得価額 × 20%

(注1) 上記の「中小企業者」とは、(1)②の制度の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するものをいいます。

(注2) 上記の「特定事業継続力強化設備等」とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、一定の規模以上のもの^(注3)をいいます。

(注3) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいいます。

①	機 械 装 置	1 台又は 1 基の取得価額が100万円以上のもの
②	器 具 備 品	1 台又は 1 基の取得価額が30万円以上のもの
③	建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

◆ 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

- 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる措置を講ずる。

事業継続力強化に係る計画の認定

事業継続力強化計画

【計画の経済産業大臣の認定】

- ① 主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ② 事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

【計画の記載事項】

事業継続力強化についての

- ・ 目標
- ・ 内容（対応手順、事業継続力強化設備等の種類 など）
- ・ 実施時期
- ・ 必要な資金の額及び調達方法などを記載

《対象設備の例》

機 械 装 置：自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置

器 具 備 品：照明器具、衛星電話、データバックアップシステム

建物附属設備：貯水タンク、浄水装置、防火シャッター、消火設備、排煙設備 など

課税の特例の内容

- 事業継続力強化計画に基づく防災・減災設備への投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却率
機 械 装 置	20%
器 具 備 品	
建物附属設備	

最低投資額 機 械 装 置：100万円
器 具 備 品：30万円
建物附属設備：60万円

(財務省資料を基に作成)

(4) みなし大企業の範囲の見直し

法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲について、次の見直しが行われました。

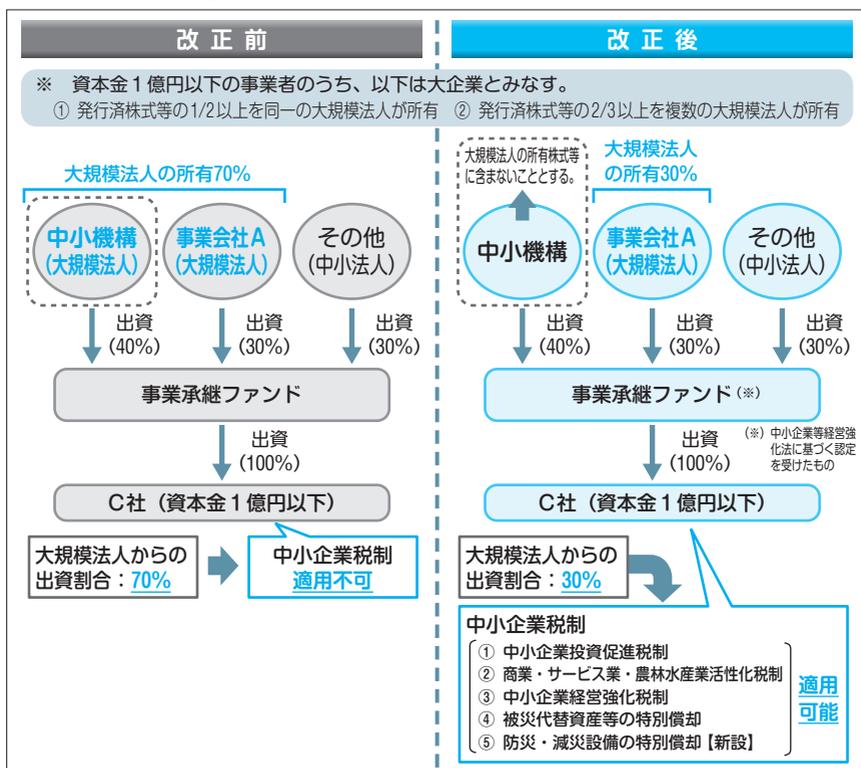
① 事業承継ファンドから出資を受けているケース（措令27の6①）

必要な事業承継を推進しつつ、その中小企業の設備投資を促進する観点から、次の措置が講じられました。

中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合（いわゆる事業承継ファンド）の組合財産である株式を発行した中小企業者について、次の制度のみなし大企業該当性の判定の際における「大規模法人の有する株式又は出資」から、その事業承継ファンドの有する株式が除外されました。

イ	中小企業投資促進税制
ロ	商業・サービス業・農林水産業活性化税制
ハ	中小企業経営強化税制
ニ	被災代替資産等の特別償却制度
ホ	上記(3)「特定事業継続力強化設備等の取得等をした場合の特別償却制度」

◆ みなし大企業の範囲の見直し①



(財務省資料を基に作成)

② 大規模法人の範囲の見直し (措令27の4⑫)

みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人が加えられるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資が除外されました。

イ	大法人の100%子法人
□	100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

(注) 上記の「大法人」とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社（常時使用従業員数が1,000人超のものに限ります。）又は受託法人をいいます。

◆ みなし大企業の範囲の見直し②

- 中小企業関連税制の趣旨に鑑み、租税特別措置法のみなし大企業の範囲について適正化を図るとともに、所要の規定の整備を行う。

措置法の みなし大企業

- 同一の大規模法人に発行済株式^(※)の1/2以上を直接に保有されている資本金1億円以下の法人
- 複数の大規模法人に発行済株式^(※)の2/3以上を直接に保有されている資本金1億円以下の法人

大規模法人

- 資本金1億円超の法人
- 非出資で従業員数1,000人超の法人

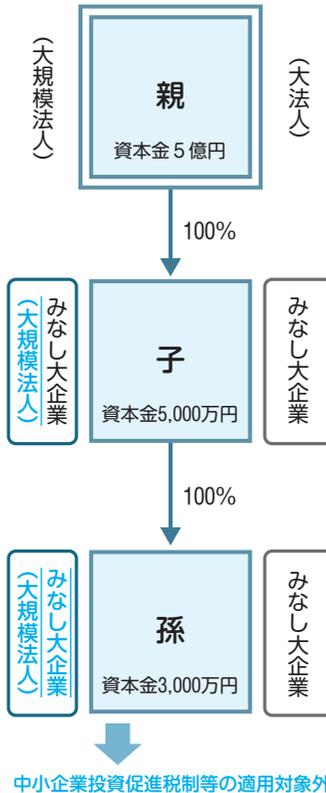
《改正による追加》

- 100%グループ内の大法人（資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社^(注)又は受託法人）に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている法人

（注）常時使用従業員数が1,000人超のもの。

（※）発行済株式から自己株式を除くこととする。

【みなし大企業に該当する例】



中小企業投資促進税制等の適用対象外

法人税法の みなし大企業

- 大法人に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人
- 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人

大法人^(注)

- 資本金5億円以上の法人
- 相互会社・外国相互会社
- 受託法人

（注1）いわゆる「大法人（資本金1億円超の法人）」とは異なる。

（注2）100%グループ企業の一体性に着目したもの。

（財務省資料を基に作成）

ポイント

上記の図においては、改正前は、大規模法人である「親法人」（資本金5億円）に100%支配されている「子法人」（資本金5,000万円）は、「みなし大企業」となりますが「大規模法人」には該当しませんので、「孫法人」（資本金3,000万円）は「みなし大企業」とならず、「中小企業者」のままでした。

改正後は、「子法人」は「大規模法人」となりますので、「孫法人」は「みなし大企業」となり、中小企業関連税制の適用はできなくなりました。

過年度改正のおさらい

◆ 中小企業向け租税特別措置の適用除外措置

平成29年度（2017年度）税制改正により、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の年平均）が15億円を超える法人（**適用除外事業者**）のその事業年度については、中小企業向けの特例の適用が停止される措置が講じられています。

中小法人向けの税制（主要なもの）

法人税法		1. 軽減税率
		2. 貸倒引当金
		3. 欠損金関係
		4. 留保金課税
租税特別措置法	上乗せ措置	1. 研究開発税制
		2. 所得拡大促進税制
	中小限定の措置	3. 軽減税率
		4. 中小企業投資促進税制
		5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
		6. 少額減価償却資産の特例

見直しの対象は租税特別措置の範囲のみ

（「平成29年度税制改正の概要について」〈中小企業庁資料を基に作成〉）

適用時期は、平成31年（2019年）4月1日以後に開始する事業年度となっていますので、今回の改正で延長等された中小企業向けの特例について、適用除外事業者は適用ができませんこととなります。

(5) 地域未来投資促進税制の適用期限の延長等（措法42の11の2、10の4）

地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）について、関係法令の改正を前提に、一定の措置が講じられた上、その適用期限が2年延長され、令和3年（2021年）3月31日までに対象設備を取得して事業の用に供した場合に適用することとされました（所得税についても同様です）。

3 法人事業税の税率の改正等

地方法人課税における税源の偏在を是正する措置について、消費税率10%への引上げ段階で地方法人特別税(注)・譲与税が廃止され、法人事業税に還元されること等も踏まえて、見直されました。

(注) 例えば、資本金1億円以下の普通法人の年800万円超の所得に係る所得割の場合、法人事業税の所得割額×43.2%

(1) 法人事業税の税率の改正 (地法72の24の7、地法附9の2、改地法等附1二)

法人事業税(所得割及び収入割に限ります。)の標準税率が次のとおりとされ、令和元年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度からの適用とされました。

◆ 法人事業税の税率の改正

(平…平成、令…令和)

		平28(2016).4.1 から令元(2019). 9.30までの間に 開始する事業年度	令元(2019).10.1以後開始 する事業年度	
			改正前	改正後
① 資本金の額 又は出資金の 額(資本金) 1億円超の普 通法人の所得 割の標準税率	年400万円以下 の所得	0.3%	1.9%	0.4%
	年400万円超 年800万円以下 の所得	0.5%	2.7%	0.7%
	年800万円超の 所得	0.7%	3.6%	1%
② 資本金1億 円以下の普通 法人等の所得 割の標準税率	年400万円以下 の所得	3.4%	5%	3.5%
	年400万円超 年800万円以下 の所得	5.1%	7.3%	5.3%
	年800万円超の 所得	6.7%	9.6%	7%

		平28(2016).4.1 から令元(2019). 9.30までの間に 開始する事業年度	令元(2019).10.1以後開始 する事業年度	
			改正前	改正後
③ 特別法人 (協同組合等、 医療法人)の 所得割の標準 税率	年400万円以下 の所得	3.4%	5%	3.5%
	年400万円超の 所得	4.6%	6.6%	4.9%
	特定の協同組合 等の年10億円超 の所得	5.5%	7.9%	5.7%
④ 収入金額課 税法人の収入 割の標準税率	電気供給業、ガ ス供給業及び保 険業を行う法人 の収入金額に対 する税率	0.9%	1.3%	1%

(注1) 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率は、次のとおりとされました。

令和元年(2019年)9月30日までに開始する 事業年度	標準税率の2倍	
令和元年(2019年)10月1日以後開始する 事業年度	改正前	標準税率の1.2倍
	改正後	標準税率の1.7倍

(参考) 資本金1億円以下の普通法人の所得割の制限税率は、標準税率の1.2倍で、改正はありません。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

(2) 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律)

安定的な地方税財政基盤を構築する観点から、恒久的な措置として、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されました。

① 特別法人事業税の基本的な仕組み

納税義務者等	法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税とされます。												
課税標準	法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額です。）												
税率	<table border="1"> <tr> <td>(イ)</td> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>260%</td> </tr> <tr> <td>(ロ)</td> <td>所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>(ハ)</td> <td>所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td>(ニ)</td> <td>収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率</td> <td>30%</td> </tr> </table>	(イ)	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	260%	(ロ)	所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率	37%	(ハ)	所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率	34.5%	(ニ)	収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	30%
(イ)	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	260%											
(ロ)	所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率	37%											
(ハ)	所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率	34.5%											
(ニ)	収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	30%											
申告納付等	都道府県に対して、法人事業税と併せて行います。												
国への払込み	都道府県は、特別法人事業税として納付された額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むものとされます。												

② 適用期日

特別法人事業税は、令和元年（2019年）10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

③ 特別法人事業譲与税の創設

特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する特別法人事業譲与税が創設されました。

検証 資本金1億円以下の普通法人の年800万円超の所得の場合

令元(2019). 9.30までに開始する事業年度	地方法人税を含まない 法人事業税の税率	6.7%	都道府県税	
	地方法人特別税の税率	43.2%	暫定的措置として国へ譲与	
	合計 $6.7\% + 6.7\% \times 43.2\% = 9.5944\%$ ($\approx 9.6\%$)			
令元(2019). 10.1以後開始する事業年度	改正前	法人事業税の税率	9.6%	都道府県税
	改正後	法人事業税の税率	7.0%	都道府県税
		特別法人事業税の税率	37.0%	恒久的措置として国へ譲与
		合計 $7.0\% + 7.0\% \times 37.0\% = 9.59\%$ ($\approx 9.6\%$)		

法人事業税等の税負担は、原則として概ね同額となります。

4 その他の改正

(1) 法人が有する仮想通貨の評価方法等の整備

(法法2、61、61の6、61の8、法令12、118の5～118の11、123の2)

仮想通貨が棚卸資産に該当しないことが明確化された上で、法人が期末に保有する仮想通貨の評価方法等が定められました。

①	法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上することとされました。
②	法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、一定の場合を除き、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することとされました。
③	仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法は移動平均法による原価法とされました。
④	法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上することとされました。



(1)の改正は、平成31年（2019年）4月1日以後に終了する事業年度の法人税について適用されます。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価をしていない場合には、上記①及び④を適用しないことができる経過措置が講じられます。

(改所法等附1、12、19)

(2) 組織再編税制の見直し (税法2、61の2、法令4の3)

組織再編税制について、次の見直しが行われました。

①	<p>株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併（いわゆる「逆さ合併」）を行うことが見込まれている場合には、適格合併の直前の時までの関係により、完全支配関係継続要件、支配関係継続要件及び親子関係継続要件を判定することとされました。</p>
②	<p>合併、分割及び株式交換に係る適格要件並びに被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち、対価に関する要件が緩和され、合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式が「合併法人等の親法人の株式」に含まれることになりました（旧株の譲渡損益の繰延要件は、所得税についても同様です。）。</p>



(2)の改正は、平成31年（2019年）4月1日以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用されます。(改所法等附1、13、20)

(3) 役員給与における業績連動給与の手續に係る要件の見直し

(法第34条、法令69)

役員給与における業績連動給与の手續要件が緩和されました。

改正前	改正後
「報酬委員会及び報酬諮問委員会（以下「報酬委員会等」という。）を設置する法人の業務執行役員が報酬委員会等の委員でない」という要件を満たす必要がある。	左の要件が除かれ、 「業務執行役員が自己の業績連動給与の決定等に係る決議に参加していないこと」との要件が加えられた。
—	「報酬委員会等の委員の過半数が独立社外役員であること及び委員である独立社外役員の全てが業績連動給与の決定に賛成していること」との要件が加えられた。
監査役会設置会社における監査役の過半数がその算定方法に係る適正書面を提出した場合の取締役会の決定及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決定の手續が必要である。	左の要件が除かれた。



(3)の改正は、平成31年（2019年）4月1日以後に支給に係る決議をする給与について適用されます。なお、同日から令和2年（2020年）3月31日までの間に支給に係る決議をする給与については、改正前の手續による業績連動給与の損金算入を認める経過措置が講じられました。（改所法等附1、17）

(4) 大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置

(地法53、72の32、72の32の2、72の89の2、72の89の3他(平30改地法等4関係))

平成30年度(2018年度)税制改正において、大法人の電子申告が義務化されました。令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)からの適用です。これに関して、今回、地方税について次の措置が講じられました。

① 柔軟化措置

大法人が地方税申告書(注1)を提出する際の添付書類の提出方法	
改正前	改正後
法人税及び地方法人税については、平成30年度(2018年度)改正により光ディスクによる方法が措置されたが、地方税については電子情報処理組織(eLTAX)を使用する方法のみであった。	地方税についても光ディスク等を提出する方法も可能となった。

② 宥恕規定

①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により①の地方税申告書を提出することができるものと認められるとき	
改正前	改正後
国税については平成30年度(2018年度)改正で書面提出の宥恕規定が措置されていたが、地方税については措置されていなかった。	地方団体の長の承認を受けて、①の地方税申告書及び添付書類の書面による提出が可能となった。

③ みなし規定

①の大法人が、②と同じ事情にある場合において、書面により国税申告書(注2)を提出することができる認められるとき	
改正前	改正後
規定なし	これらの国税申告書を書面により提出することについて、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、①の地方税申告書の書面による提出について、②の地方団体の長の承認があったものとみなす。

④ e L T A X固有の宥恕規定

総務大臣が、e L T A Xの障害により、①の大法人が①の地方税申告書を電子情報処理組織を使用する方法により提出することが困難であると認めた場合において、告示を行ったとき
改正後
①の大法人は、①の地方税申告書及び添付書類の書面による提出が可能となった。

(注1) 法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書

(注2) 法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書



(4)の改正は、令和2年(2020年)4月1日から適用されます。(平30改地法等附1七)